東通原子力発電所の原子力災害時における 広域避難の基本的な考え方

青森県環境生活部 原子力安全対策課 青森県健康福祉部 健康福祉政策課 青森県健康福祉部 医療薬務課

平成28年3月23日

目次

移動・受入対策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
I 移動対策										
1 住民避難の考え方	•		•	•	•	•	•	•		6
2 避難手段の検討の前提										11
3 PAZ圏住民の迅速な避難					•	•				12
4 UPZ圏住民の避難										
(1) 5~15km圏(東通村、むつ市、横浜町、六ヶ所	f村)	の								
優先的な避難					•	•				16
(2) 15~30km圏 (対象住民の多いむつ市中心部等)	の対	率	的	な	避	難		•		18
5 学校等教育機関(UPZ)における防護措置	•		•	•	•	•	•	•		25
6 避難を円滑に行うための対応	•		•	•	•	•	•	•		26
7 福祉車輌の配備					•	•				28
8 放射線防護対策施設の整備					•	•				30
Ⅱ 受入対策	•		•	•	•	•	•	•		31
1 避難所レイアウト	•		•	•	•	•	•	•		32
2 避難住民の受入先					•	•				33
3 避難者用駐車場の確保	•		•	•	•	•	•	•		34
4 避難所開設に必要な要員数					•	•				35
5 避難所で必要となる資機材・物資等										38
6 在宅の要配慮者の避難先	•	•	•	•	•	•	•		•	40

被ばく医療対策	•	•		•	•	•	•			41
1 安定ヨウ素剤の予防服用について(1)安定ヨウ素剤の予防服用体制の検討に当たって(2) PAZ圏における事前配布(東通原発から5km圏内:東通村小田野沢地区、老部	•									43 43
地区、白糠地区)		•		•	•	•				44
(3) UPZ圏における緊急配布(東通原発から30km圏内東通村、むつ市、横浜町、野辺地町、六ヶ所村)(4) 安定ヨウ素剤の副作用に対する対応2 避難退域時検査及び簡易除染について	•									48 52 54
									3	
医療機関及び社会福祉施設等の避難計画		•	•	•	•	•				59
1. 市町村避難計画と医療機関等の避難計画の関係					•					60
2. 避難計画の作成対象施設				•						61
3.避難元市町村の医療機関及び社会福祉施設等の状況		•	•	•	•				•	62
4. 原子力災害時の医療機関等の対応イメージ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	64
5. 避難先の医療機関及び社会福祉施設等の考え方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	65
6. 避難先の医療機関及び社会福祉施設等の登録				•	•				•	66
7. 原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱の概要					•			•	•	68

9. 医療機関等の避難計画の作成手順

10. PAZ (5㎞圏内) における緊急時対応の流れ

12. 放射線防護対策を実施した施設への収容

11. UPZ (5~3 0 km 圏内) における緊急時対応の流れ

移動 • 受入対策

I 移動対策

Б

1 住民避難の考え方

(1) PAZ圏住民のうち、避難行動要支援者は施設敷地緊急事態発生時に、その他の住民は全面緊急事態発生時(いずれも放射性物質の放出前)に避難を実施。

UPZ圏住民は、全面緊急事態発生時(放出前)に屋内退避を実施。放出後は 緊急時モニタリング結果等を踏まえ、避難が必要な区域に避難を指示。

住民の避難は、下北半島の地形的特性上、

- ①海路を活用し下北半島西側から避難
- ②陸路を活用し南下する避難
- の2つの方向が基本となる。
- (2) 避難住民の安全かつ効率的な避難に重要なことは、
 - ①利用可能な避難方向及び避難手段をできる限り組み合わせて活用し避難を行うこと。
 - ②避難対象外の住民が、一斉に避難経路に集中した場合、避難経路が渋滞・混雑し、不要な被ばくを受ける可能性が高まるため、地域住民は、国、県、市町村等の指示(屋内退避、避難)に従って落ち着いた行動をとること。



- (3)災害の状況、気象条件により避難経路 や避難手段を活用できないものがある場 合は、利用可能な経路・手段を効率的に 使うことが基本。
 - ①避難可能となるまで屋内退避を継続する。
 - ・経路の渋滞などにより、不要な被ばくを回避し、効率的 な避難を実施するためにも屋内退避は不可欠。
 - ②道路及び港湾の各管理者等が行う避難経路 の復旧の状況に応じた避難
 - ③知事の災害派遣要請に基づく自衛隊の艦船 等により避難。大湊港や関根浜港が安全に 活用可能な時は、当該港湾も活用。
 - ・自衛隊艦船等の輸送能力は全国的な活動状況等により変動するため、輸送人員を事前に計画することはできないが、東日本大震災時は地震発生の約1時間後には、横須賀・呉・佐世保・大湊・舞鶴基地の護衛艦など計42隻が出港し、13日までには計60隻の艦艇の派遣を実施した実績から、広域避難における住民の輸送に大きな力を発揮するものと考えている。

(図2) 災害の状況、気象条件等により大間港及び 脇野沢港から避難ができない場合(例示)



(4) 避難指示に従う重要性について

屋内退避を行い、避難 指示が出された地域が 順次避難

屋内退避により 被ばくリスクを低減



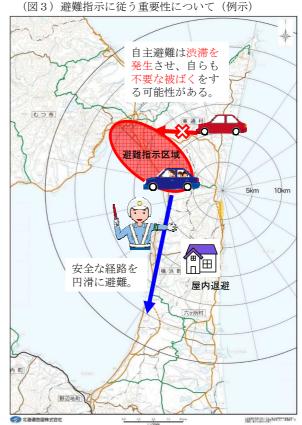
交通誘導等により 移動時間を短縮



避難所まで円滑に移動

屋内退避が行われず、 一斉に自主避難した 場合 避難経路が渋滞 間は増大 直主避難者を含め、 一番をはずる可能性

円滑な避難のためには、自主避難を控え、自家用車への乗り 合せによって、避難経路上の避難車輌を抑制することが必要。 なお、避難区域に応じて車両流入による渋滞・混雑を抑制す るための交通規制・誘導を実施する(詳細は15ページ)。



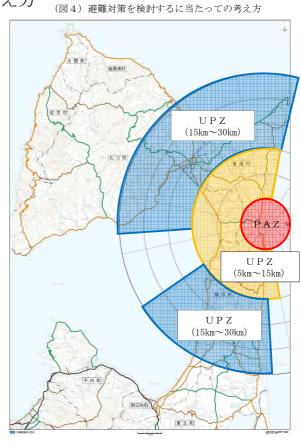
9

(5) 避難対策を検討するに当たっての考え方

①PAΖ圏住民の迅速な避難

- ・放射性物質の放出前に速やかに避難を 実施することとされていることから、 第一にこの区域の避難方法を整理し
- ②UPZ圏住民の避難
- ア 5~15km圏:東通村、むつ市、横浜町、 六ヶ所村)の優先的な避難
 - ・下北半島の地形的特性を考慮し、施設 に近い地域である5~15km圏の住 民が優先的に避難を行う必要がある。
- イ 15~30km圏:対象住民の多いむつ市中 心部等)の効率的な避難
 - ・特に人口が集中しているむつ市中心部 の住民が円滑に避難を実施するために は海路避難を併せて行う必要がある。

こうした考え方に基づき、PAZ、UPZ ($5\sim15km$)、UPZ ($15\sim30km$) の区域に分けて避難対策を検討した。



避難手段の検討の前提 2

(1) 避難者数・避難車両数の推計

1) 在宅における避難行動要支援者数

六ヶ所村においては、村の調査に基づく人員。

その他の市町村においては、六ヶ所村の避難行動要支援者割合を参考に算定。

※市町村に作成義務がある避難行動要支援者名簿の作成後等において、実態に基づいた数値に置き換える

2) 医療機関・社会福祉施設等における入所者(施設等入所者)

30㎞圏内の医療機関等に関する調査結果に基づく人員。

3)避難車両数の推計

バス避難の場合は1台あたり40人、自家用車の場合は1世帯=1台とした。 避難行動要支援者及び施設等入所者については、バス利用1人につき、付き添い1人乗車 を想定した。

(2) 道路交通量について

交通規制及び交通誘導を実施することにより、**渋滞・混雑を発生させずに避難**するため、 平成22年度道路交通センサスの結果を基に、R279及びR338のボトルネック部分の 通行量とした。

R 2 7 9 通行量 310台/h 約7,440台/24 h

218台/h 約5,230台/24h (PAZ)

244台/h 約5,850台/24h (UPZ)

(3) バスの輸送人数について

バスの配備要請後に対応が可能と想定される輸送人数を算出するため、**運転者数やバス 稼働率(年間平均値)を考慮した輸送人員(稼働率ベース)**とした。(避難対象市町村の所 有バスを含む)

1日あたりの稼働時間は約12時間(日中)とした。

11

3 PAZ圏住民の迅速な避難

表1 PAZ圏内における避難住民データ

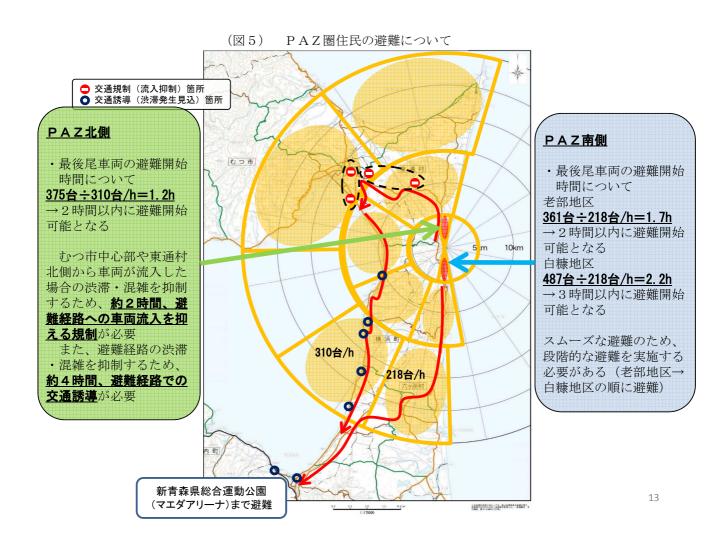
市町村	方角	住民数(人)	世帯数(戸)	自家用車(台)	在宅 避難行動 要支援者 以外(人)	在宅 避難行動 要支援者 (人)	バス (人)	車イス (人)	寝台(人)	施設 入所者 (人)	バス (人)	車イス (人)	寝台(人)	在宅 バス (台)	施設 バス (台)	バス合計 (台)
東通村	北側	914	375	375	893	21	11	9	1	8	2	6	0	1	1	2
東通村	南側(老部)	869	361	361	849	20	10	9	1	0	0	0	0	1	0	1
東通村	南側(白糠)	1,286	487	487	1,257	29	15	13	1	5	0	4	1	1	0	1
	計	3,069	1,223	1,223	2,999	70	36	31	3	13	2	10	1	3	1	4

(1) 避難行動要支援者の避難について

- 施設敷地緊急事態発生時に避難を実施
- 避難に使用すると想定されるバスは計4台であり、自主避難者が少ない場合は交通規制を実 施しなくとも迅速な避難が可能であるが、**自主避難者が多い場合は交通規制を実施**する。

(2) 住民の避難について

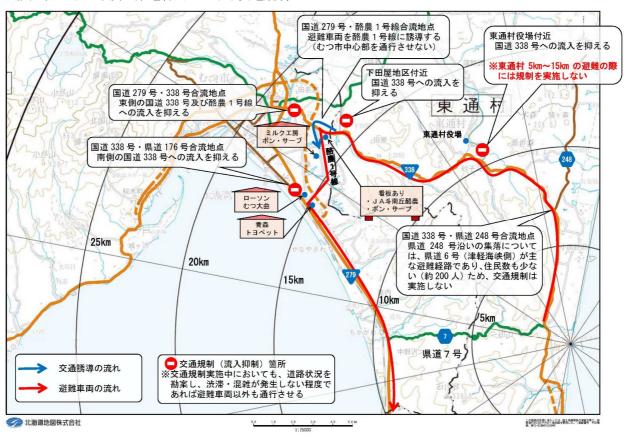
- 全面緊急事態発生時(放出前)に避難を実施
- 発電所北側については、むつ市中心部(人口約51,000人)から避難経路に車両が流入した場 合は渋滞・混雑が見込まれるため、避難実施の際には交通規制が必要
- 避難の際、**市道酪農1号線を使用する**ことでむつ市市街地を迂回することが可能。また、必 要に応じて信号・踏切において交通誘導を実施する。
- 避難指示が出た時点で、交通規制により避難経路に存在する車両(背景交通)を緩和する
- 発電所南側については、避難対象地区内で段階的な避難を実施することで円滑な避難が可能。 具体的には、発電所に近い老部地区から順に避難を実施するなどの検討が必要



(3)交通規制等について

- 原子力災害発生直後においては、円滑な避難誘導を実施するため警察官を配置する 必要がある。道路管理者である県・市町村は必要に応じてこれに協力する。
- 交通規制実施中においても、道路状況を勘案し渋滞・混雑が発生しない程度であれ ばむつ市及び東通村北側からの車両の通行を妨げない。
- 交通規制実施時間及び避難(移動)時間の短縮のため、ある程度の集団で移動する 等の対応が必要。
- 避難対象車両の区別のため、交通規制及び誘導の従事者からもわかりやすい目印等 **を掲示する**(詳細は26ページ)。
- PAZ圏は迅速な避難が必要なため、バス(4台)については事前に手配の調整を 行っておく(村保有バス等の活用)。

	表 2	2 住	民の記	壁難イメージ		
地区	名			小田野沢地区	老部地区	白糠地区
避難.	ルート			R338→むつ→R279→青森市 (2:30)	R338→下北縦	貫道→R279→青森市 (2:00)
	0:00	通規制	交_	避難指示、交通誘導・交通規制要請(開始)、避難開始	避難指示、交通誘	導要請(開始)、老部地区避難開始
	1:15	規制	通_誘_	最後尾車両避難開始		交
時	1:40	実施_	導		最後尾車両避難開始	避難開始
叶	1:45	₩ 時	施	最後尾車両むつ市通過		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
間	3:40	帯	- 時		最後尾車両避難所到着	灸施
[8]	3:45		帯	最後尾車両避難所到着(PAZ北側避難完了)		交 避難開始 選業 実施 時間 間
	3:55					最後尾車両避難開始
	5:55					最後尾車両避難所到着 (PAZ南側避難完了)



15

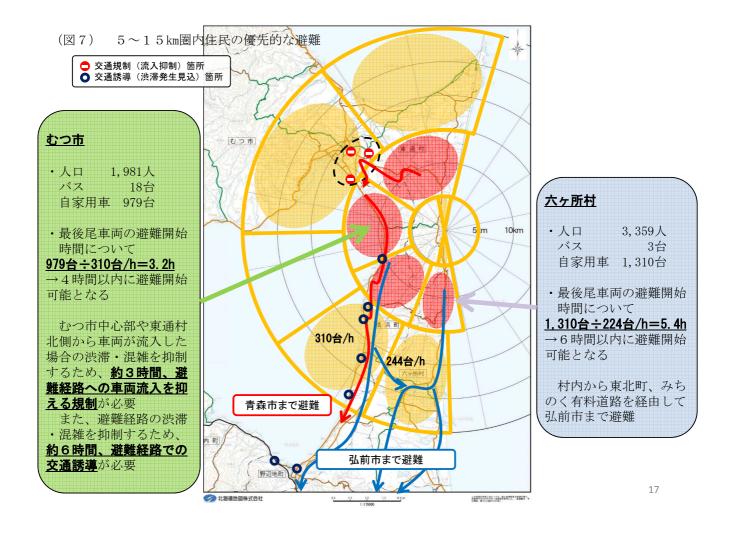
4 UPZ圏住民の避難について

(1) 5~15 km (東通村、むつ市、横浜町、六ヶ所村) の優先的な避難

表3 5~15km圏内における避難住民データ

市町村	方角	住民数(人)	世帯数(戸)	自家用車(台)	在宅 避難行動 要支援者 以外(人)	在宅 避難行動 要支援者 (人)	バス (人)	車イス (人)	寝台 (人)	施設 入所者 (人)	バス (人)	車イス (人)	寝台 (人)	在宅 バス (台)	施設 バス (台)	バス合計 (台)
東通村	北側	1,182	479	479	1,157	25	13	12	0	94	19	62	13	5	1	6
むつ市	西側	1,981	979	979	1,939	42	23	19	0	329	173	78	78	8	10	18
横浜町	南西側	2,350	1,009	1,009	2,297	53	29	24	0	0	0	0	0	10	0	10
六ヶ所村	南側	3,359	1,310	1,310	3,309	50	26	22	2	28	10	18	0	2	1	3
	計	8,872	3,777	3,777	8,702	170	91	77	2	451	202	158	91	25	12	37

- 放射線被ばくのリスクを低減するため、避難を実施するまでは、屋内退避を実施する。
- 各市町村の避難計画については、「避難行動要支援者はバスで避難し、他は自家用車避難」を基本とする。理由として、全住民がバス避難した場合と比較すると、①住民の総避難時間が短くなること*1②必要なバス台数が確保できるため*2避難所までの直接輸送が可能となり避難行動要支援者の負担軽減となること、③交通規制時間が短くなること*3がある。
- 東通村及びむつ市については、むつ市中心部からの車両の流入を抑えるため、<u>PAZ圏内北側</u> と同様の交通規制(東通村役場付近の規制を除く)を実施。またR279の交通誘導を実施。
- 横浜町については、①東通村及びむつ市とともにR279を利用すると渋滞・混雑が発生する可能性があること、②みちのく有料道路を経由して弘前市へ避難することから、R279を経由し、下北縦貫道路を通ることを基本とする。
- ・ 六ヶ所村については、避難先が弘前市であることから、村内から東北町を経由して避難する。
- 自家用車での避難は、PAZ南側と同様、<u>段階的な避難を実施</u>することで円滑な避難が可能であり、発電所に近い地区から順に避難を実施するなどの検討が必要。
 - ※1 むつ市:9時間→6時間 六ヶ所村:15時間→9時間
 - ※2 むつ市及び六ヶ所村周辺の稼働率ベースのバス輸送能力(台数)は71台 ※3 むつ市:6時間30分→3時間



4 UPZ圏住民の避難について

(2) 15~30 km (対象住民の多いむつ市中心部等) の効率的な避難

ア 海路避難について (特にむつ市住民の避難に活用)

基本的な考え方

- ①民間船舶を活用するとともに、海上自衛隊の艦船による支援を要請(知事による災害派遣要請)する。また、船舶・艦船に乗船する前に避難退域時検査を実施する。
- ②民間船舶については、下北地域に関連のある民間船舶事業者の輸送能力を活用する。
- ③自衛隊艦船等については、知事の災害派遣要請に基づき活用。海上自衛 隊大湊地方総監部の拠点港である大湊港は30km (UPZ)圏内にある ことから、大湊港が避難指示区域となった場合には、避難に活用しない。

(ア) 民間船舶による避難について

① 下北地域に関連のある船舶事業者の輸送能力

社名・船名	旅客数 (人)	積載台数 乗用車(台)	避難に活用を 想定する航路	バリアフ リー対応
津軽海峡フェリー株式:	会社 ——			
大函丸	478	60 又はトラック21	大間~函館 台	0
大間港活用による避難 可能者数(1日)	478人	×3往復	=1,434人 ①	
むつ湾フェリー株式会	社 ===			
かもしか	240	20 又は大型バス 4	脇野沢〜蟹田 台	0
シィライン株式会社				
ポーラスター	96	_	脇野沢~青森	0
仏ヶ浦海上観光株式会	社 ==	====		
ニュー下北(4隻)	449	_	(佐井)・脇野沢〜 蟹田(平舘・青森)	
佐井定期観光株式会社				
サイライト号	89	_	(佐井)・脇野沢~	
シーナイト号	69	_	蟹田(平舘・青森)	
むつ市		====		
夢の平成号	43 他に立席36	_	(佐井)・脇野沢〜 蟹田(平舘・青森)	
脇野沢港活用による避 難可能者数(1日)	986人		=2,958人 ②	
大間·脇野沢避難可能者	数合計		=4,392人	



② 避難は、大間港・脇野沢漁港を活用

(理由)

避難港・避難受入港の分散による混雑の緩和。 定期航路の活用。

- ※ただし、小型船舶については、気象の影響を受けやすく、<u>航行不可</u>の場合あり。
- ※また、冬季は船員の不在等により、 即応が困難な場合あり。

③ 避難対象区域から港までは原則バスを活用

(理由)

自家用車による港湾内の混雑・渋滞防止

退域時検査の簡略化 (バス乗員代表1名のみ実施)

避難行動要支援者は車イス車両を中心に当該車両による移動。車両とともにフェリーへ乗船。

④ 1日あたりの民間船舶輸送能力から算出したバスの所要台数

表 4

	脇野沢	大間	合計
1日あたり船舶輸送能力 A	2,958人	1,434人	4,392人
バス所要台数 A/120	24. 65	11. 95	36. 6
	25台	12台	37台

バス3往復、1台あたり40人換算(40*3=120人)

参考

"	,		
バ	ズ往復時間	(a∼e)	4時間30分
	点呼·乗車確認	a	1時間00分
	むつ~各港	b	1時間45分
	降車・出発	С	0時間30分
	各港~むつ	d	1時間15分

※「b」には避難退域時検査時間(30分)を含む

⑤ 避難所までの移動 (接岸港から避難所までは津軽方面のバスを活用)

(青森市の避難所までの所要時間を推計)

	(11)//(11) > 2007/	E/2 0 1	12.11.10.1	шр17			
	脇野沢発	蟹田 (かもしか)	青森 (ポーラスター)	平舘 (観光船)	蟹田 (観光船)	青森 (観光船)	
	点呼・乗車確認	1時間00分	1時間00分	1時間00分	1時間00分	1時間00分	
バス	退域時検査	0時間30分	0時間30分	0時間30分	0時間30分	0時間30分	
	むつ~脇野沢	1時間15分	1時間15分	1時間15分	1時間15分	1時間15分	
船	点呼・乗船確認	1時間00分	1時間00分	1時間00分	1時間00分	1時間00分	
月口	乗船時間	1時間00分	1時間00分	0時間40分	0時間40分	1時間15分	
バ	降船・バス乗車	0時間30分	0時間30分	0時間30分	0時間30分	0時間30分	
ス	青森市内	0時間50分	0時間30分	1時間20分	0時間50分	0時間30分	
合意	-	6時間05分	5時間45分	6時間15分	5時間45分	6時間00分	.]

観光船については、 その時点での天候・波 浪の状況により出発 港・接岸港を決定。

- •出発港は脇野沢とした 方が避難時間は短い。
- •接岸港は蟹田とした方 が避難時間は短い。

佐井漁港を活用した場合 7時間00分 7時間00分 7時間10分

表 6

	大間発	函館を経由する場合 ①	大間から直接青森港へ ②
バ	乗車確認・退域時検査	1時間30分	1時間30分
ス	むつ~大間	1時間15分	1時間15分
	点呼・乗船確認	1時間00分	1時間00分
船	大間~函館 (青森)	1時間30分	3時間00分
月口	乗換	1時間00分	_
	函館~青森	3時間40分	_
バス	降船・バス →青森	1時間00分	1時間00分
合計	<u></u>	10時間55分	7時間45分
	1日あたり輸送能力	3 往復 1,434人/日	1 往復 478人/日

①の場合、函館~青森 は大函丸以外の定期航 路船舶を活用するもの と想定。

①と②を比較した場合、 ①の方が1日あたりの 輸送能力は高まること から、①を基本として 避難に活用する。

21

(イ) 自衛隊艦船による避難について

県知事から災害派遣要請があった場合には、自衛隊は防衛大臣の命により、その時点において活動可能な艦船で避難者を支援。ただし、本県で活動可能な艦船数は全国的な活動状況等により変動することから、平時から災害時の輸送能力を明確にできない。このため、自衛隊の輸送能力は避難可能者数の算出に用いていない。

【参考 艦船1隻あたりの輸送能力】

護衛艦 1隻あたり 400人~600人

多用途支援艦1隻あたり約200人掃海艇1隻あたり約100人

(ウ) 漁船による避難について

避難退域時検査の実施が困難であるほか、<u>以下の観点から推奨しない</u>。(自家用車自 主避難と同様の取扱い)

- ・太平洋岸(東通村尻労~六ヶ所村泊)発電所施設周辺の航行、複合災害時の津波の影響(避難受入港の被災等)懸念
- ・陸奥湾(むつ市戸田〜横浜町百目木)比較的静穏だが、避難・物資輸送協力船舶航行の支障、受入港の渋滞懸念
- ・津軽海峡側(むつ市正津川〜東通村岩屋) 大間方面への避難は考えられるが、陸奥湾内と同様の懸念

(ア) 民間船舶が1日3往復するとした場合

- 放射線被ばくのリスクを低減するため、避難を実施するまでは、屋内退避を実施する。
- 避難行動要支援者にはバスを優先的に手配することで、バス→海路により1日以内で避難が可能。
 (表7,8)

	避難先	人口	世帯数	一般住民	バス避難 要配慮者
東通村	青森市	2,892人	1,036世帯	2,828人	42人
むつ市	青森市ほか	50,042人	22,965世帯	48,891人	1,027人
小計		52,934人	24,001世帯	51,719人	1,069人
むつ市	川内地区	1,381人	619世帯	1,353人	35人
合計		54,315人	24,620世帯	53,072人	1,104人

- 一般住民の避難は3日以内で可能。(表8)
- 船舶の輸送能力を考慮した結果、海路による避難者数は、13,000人程度となる。(自衛隊はその時点で対応可能な艦船で支援→避難可能者数の算出には見込んでいない。)
- 海路を活用した避難では、その対象や優先度(地理的要因、身体的要因など)を予め設定し、 陸路を活用した避難では地区ごとに段階的な避難を行う。

(表8) 民間船舶が1日3往復する場合

	日数	バス台数	1 (24 h)	2 (48h)	3 (72h)	4 (96h)	5 (120h)	6 (144h)	7 (156h)
2.5	自家用車(7440台/24h、2.2人/台)		7,440台 16,368人	14,880台 32,736人	22, 320台 49, 104人	29,760台 65,472人	37,200台 81,840人	44,640台 98,208人	52,080台 114,576人
陸路	バス2往復(1日目は9台)	(12台)	720人	1,680人	2,640人	3,600人	4,560人	5,520人	6,480人
	計		17,088人	34,416人	51,744人	69,072人	86,400人	103,728人	121,056人
海	民間船舶 (脇野沢・大間)	(37台)	4,392人	8,784人	13, 176人	17,568人	21,960人	26,352人	30,744人
路	計		4,392人	8,784人	13, 176人	17,568人	21,960人	26,352人	30,744人
避難	可能者数(人)累計	(49台)	21,480人	43,200人	64,920人	86,640人	108,360人	130,080人	151,800人

※1台あたりの乗車人数2.2人は、むつ市の対象人口を世帯数(自家用車数)で割り返した数値 パス(陸路)については、1日目に川内地区への避難住民にバスを活用するものと仮定して算出している。

23

(イ) 民間船舶が1日5往復、自家用車避難の乗り合わせ(3人/台)を実施した場合

- ①全住民の避難は、表8(23ページ)の3日以内から2日以内に短縮することが可能。
- ②船舶のみによる避難は、ほぼ7日で可能。

(海上自衛隊や他地域からの民間船舶の応援を加味すれば、さらなる避難時間の短縮が見込まれる。)

(表9) 民間船舶が1日5往復、自家用車乗り合せ3人/台を実施した場合

	日数	バス 台数	1 (24 h)	2 (48h)	3 (72h)	4 (96h)	5 (120h)	6 (144h)	7 (156h)
	自家用車(7440台/24h、3.0人/台)		7,440台 22,320人	14,880台 44,640人	22, 320台 66, 960人	29,760台 89,280人	37, 200台 111, 600人	, , , , ,	52,080台 156,240人
陸 路	バス4往復(1日目は9台)	(12台)	1,440人	3,360人	5, 280人	7,200人	9,120人	11,040人	12,960人
	計		23,760人	48,000人	72,240人	96,480人	120,720人	144,960人	169,200人
海	民間船舶(脇野沢・大間)	(37台)	7,320人	14,640人	21,960人	29, 280人	36,600人	43,920人	51,240人
路	計		7,320人	14,640人	21,960人	29, 280人	36,600人	43,920人	51,240人
避難す	可能者数(人)累計	(49台)	31,080人	62,640人	94, 200人	125,760人	157, 320人	188,880人	220,440人

学校等教育機関(UPZ)における防護措置

【基本的な考え方】

原子力災害時の防護措置(屋内退避、避難等)は、家族単位で実施することから、原 則として、在校する児童生徒は保護者に引き渡す。

(1) 児童生徒の保護者引渡しについて

放射性物質放出前の早い段階である警 緊急時活動レベル (EAL) に基づくUPZ圏の防護措置 戒事熊時に保護者引き渡しを開始し、施 設敷地緊急事態までの間引渡しを実施。

(2)屋内退避について

全面緊急事態となり、市町村から学校 が所在する区域に屋内退避指示が発出さ れ、保護者へ引渡しができなかった児童 生徒がいる場合は、屋内退避を実施。

(3) 避難について

市町村から学校が所在する区域に避難 指示が発出され、保護者へ引渡しができ なかった児童生徒がいる場合は、児童生 徒、教職員は県や市町村が手配したバス で避難先へ避難を実施。

	警戒事態	施設敷地 緊急事態	全面緊急事態 (放出前)	全面緊急事態 (放出後)
一般住民		•屋内退避 準備	・屋内退避実施・避難準備・安定ョウ素剤服用準備	・屋内退避継続 又は放射線の 基準に照らし て避難 ・安定ヨウ素剤 服用
学校等	児童生徒の 保護者引渡し		引渡し完了(居 として防護措置 引渡しができた 屋内退避	住地の住民 を実施)

25

避難を円滑に行うための対応 7

(1) 避難者カードの統一化

避難者カード【別紙1】を作成する。

統一化された様式の避難者カードを作成することにより、

- ①避難所へ入所する際、避難者カードを利用し、避難住民の安否確認を円滑に行う ことが可能。
- ②避難所では、記載された避難者カードを回収し整理することによって、各避難者 の配慮するべき事項等を把握するための避難者名簿を作成することが可能。

(2)避難車輌認識票の統一化

避難車輌認識票【別紙2】を作成する。

避難車輌内に掲示することにより、

- ①交通誘導の際の視認性向上や自主避難車輌と避難指示車輌の識別を容易とする。 (東通村 PAZ は黄色、UPZ は桃色、むつ市は青色など認識票の色を市町村ごとに分けることにより、 市町村の識別も可能)
- ②安定ヨウ素剤の服用や避難退域時検査実施時に印を付けることにより、確認の簡 素化が期待できる。

(3)カード及び認識票の配付・回収の時期について

避難者には、PAZは事前に、UPZは避難時に安定ヨウ素剤の緊急配付場所や バス避難のための集合場所などで配付し、避難所で回収する。

【別紙1】避難者カード(A4)

施設名	受付日時・時刻	受付担当者
0		
2		
3		

避難者カード

						<u>カードNo.</u>		
① 入	.所日							
2-	緒に避難した世	:帯の状況 (避業	#者のみ言	(人5	③自治会			
	氏名		年齡	性別				
代	氏名				④住所			
表								
者								
家					⑤自宅電話			
族								
					⑥携帯電話			
					⑦車両	⑦車両 車種:		
						ナンバー:		
					®ペット	あり⇒種類:		
						なし		
					⑨次の行き先	・避難所		
						()		
						・その他 ⇒	①・18に記入	
	緒に避難してい	ない家族	年齢	性別	-		避難していますか	
家					0 / ×	• ()	
	1							
族						・不明		
族						・不明		
族						• 不明		
(3)資	格・特技							
(3)資		と(介護・障害	子 乳幼児	見・アレ	ルギー・持病、文化		など)	
(3)資		と(介護・障害	子・乳幼児	記・アレ	ルギー・持病、文化		など)	
(3)資	えておきたいこ				ルギー・持病、文化		など)	
(3)資 (9·伝	えておきたいこ	があった場合、	住所、印					
(3)資(4)伝(5)安(6)新	えておきたいこ 否の問い合わせ 族などの緊急連	があった場合、	住所、印		えてもよいですか		はい・いいえ	
(3)資(4)左(5)安(6)新(7)退	えておきたいこ 否の問い合わせ 族などの緊急連 所日	があった場合、	住所、印		えてもよいですか		はい・いいえ	
(3)資(4)左(5)安(6)新(7)退	るの問い合わせ 族などの緊急連 所日 所先	があった場合、 絡先 氏名	住所、印		えてもよいですか		はい・いいえ	
(3) (1) 位 (5) 安 (6) 新 (7) 退 (8) 退	えておきたいこ 否の問い合わせ 族などの緊急連 所日 所先 日	があった場合、 絡先 氏名 氏名: 主所:	住所、日	氏名を答	えてもよいですか	、奈教上の理由	はい・いいえ	
[3 資 [9 伝 [5 安 [6 新 [7] 退 [8 退	えておきたいこ 否の問い合わせ 族などの緊急連 所日 所先 日 近 所先 日 の に の に の に の に の に の に の に に の に の に	があった場合、 絡先 氏名 氏名: 主所:	住所、日	氏名を答	えてもよいですか 電話 電話番号:	、奈教上の理由	はい・いいえ	

【別紙2】避難車輌認識票(A4)



27

福祉車輌の配備 8

避難する際に必要となる車いすやストレッチャーを搭載可能な車輌(福 祉車輌)の配備を進める。

(1) 配備車輌の基本的な考え方

以下に掲げるような効率性、汎用性を考慮し た車輌の配備が必要

- ・車いすを複数台搭載可能なこと
- ストレッチャーも搬送が可能なこと
- ・普通自動車第一種免許で運転が可能なこと

災害時に円滑な避難支援を行えるよう日頃 からの訓練が必要

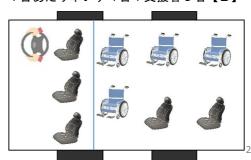
- ・対象者の乗降に関する支援者のサポート
- 一時集合場所や避難経路の確認
- ・運転技術の習熟

(図9) 効率性・汎用性のイメージ

1台あたり車いす2台+寝台1台+支援者 5名【A】



1台あたり車いす4台+支援者5名【B】



(2) 福祉車輌配備の所要見込台数

[PAZ]

放射性物質放出前に、全員の避難を実施する地域。 福祉車輌を要する避難行動要支援者数41名から算出し、12台の配備が必要。

(表11) PAZの福祉車輌の追加配備を要する避難行動要支援者数

地区名	在宅要車いす	寝台	車いす	支援者 寝台	車いす避難者	寝台 避難者	避難者数 合計	福祉車両要配備数		
	(人)	(人)	(人)	(人)	数合計	数合計	нн	(台)		
小田野沢	9	1	5	0	14	1	15	4	【A】1台、	【B】3台
老部	9	1	0	0	9	1	10	3	【A】1台、	【B】2台
白糠	13	1	2	0	15	1	16	5	【A】1台、	【B】4台
合計	31	3	7	0	38	3	41	12		

[UPZ]

放射性物質放出後、放射線量を基準に照らし、避難指示があった場合に避難を実施。 福祉車輌を要する避難行動要支援者は1,800名程度と見込まれるが、各市町村 が避難行動要支援者の実態を把握し、運用方法等について県と市町村とで協議した後 に所要見込台数を算出する。

(3)配備の方向性

車輌の配備場所や管理方法等について、市町村、国、原子力事業者と協議のうえ、平成28年度から配備を進める。

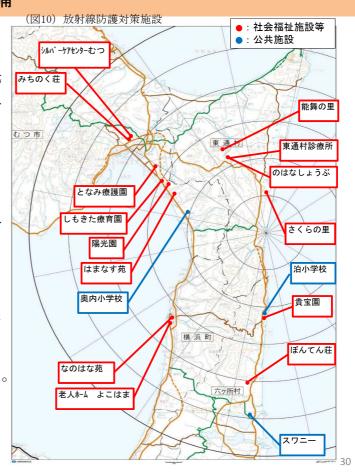
29

9 放射線防護対策施設の整備

放射線防護対策を実施した公共施設については、速やかに避難ができない住民や一時滞在者等の屋内退避施設として活用。

放射線防護対策を実施した医療機関・ 社会福祉施設等は、避難を行うとかえっ て健康上のリスクが高まる入院・入所者 等の屋内退避施設として運用。

今後は、備蓄物資整備を含め、放射線 防護対策工事の実施について、市町村、 国と協議のうえ、計画的に整備していく。



移動 • 受入対策

Ⅱ 受入対策

31

1 避難所レイアウト

図上シミュレーション等を実施した結果から避難所レイアウト例を作成した。シミュレーション時には、各避難所において、1人あたりの居住スペースを2m²とし、居住スペースにおける通路の確保、避難生活に必要な共有スペースを確保した。

避難所において必要となるスペース

- ○開設時から必要なスペース
 - ・避難者受付(地区ごとに受付を分けることが望ましい。要配慮者専用受付も設ける。)
 - 居住スペース(1人あたり2m²を目安)
 - ・要配慮者向け居住スペース
 - (介護、障がいの度合い、乳幼児のいる家庭等、状況に応じて場所を確保する)
 - ・トイレ(男女別、多目的トイレも必要。足りない場合は仮設トイレを設置)
- ○開設後に必要となるスペース
 - ・情報連絡確認(掲示板等)・授乳、おむつ換え・ゴミ捨て場
 - ・更衣室(男女別)・洗濯場、物干し場、シャワー等の入浴施設
- ○避難生活が長期化する場合は、集会所、喫茶等の交流の場を確保することが望ましい

2 避難住民の受入先

単位:人

避難元市町村	東通	i村	むつ市					
受入市町村	青森市		青森市	黒石市	五所川原市	平内町		
避難所	新青森県総 県立青森 合運動公園、 商業高校 県立青森 他13施設		青森県営 スケート場 他139施設	スポカル イン黒石 他23施設	五所川原 市民体育館 他37施設	平内町立 体育館 他11施設		
	PAZ	PAZ UPZ		UPZ	UPZ	UPZ		
避難予定者	2 060	4 074	52, 023					
	3, 069	4, 074	約32, 000	約7,000	約11,000	約2,000		
収容可能人数	7, 150		32, 020	7, 800	11, 120	2, 320		

避難元市町村	横浜町	六ヶ所村		
受入市町村	弘前市	弘前市		
避難所	弘前市運動公園内施設	弘前市立津軽中学校 他23施設		
·····································	UPZ	UPZ		
避難予定者	5, 031	7, 321		
収容可能人数	5, 100	10, 450		

むつ市の避難者は、地域コミュニティ保持の観点から、青森市及びその隣接市町である黒石市、五所川原市、平内町で受け入れることする。この3市町は、むつ市のUPZ15~30km圏の避難住民を受け入れる。

33

3 避難者用駐車場の確保

単位:台

避難先市町	避難車輌台数 ^{※1}		駐車可能台数※2	駐車可能場所	
青 森 市	むつ市	14, 600	28, 000	'10:## = 「 ユ ァ ゚ 田 ' ロ + ケ = 1. ※ 2	
月 林 川	東通村	2, 738	28, 000	避難所及び周辺施設 ^{※3}	
21 前 士	横浜町	2, 118	3, 300	避難所及び周辺施設※4	
弘 前 市	六ヶ所村	3, 275	23, 000	避難所	
黒 石 市	むつ市	3, 200	3, 900	避難所	
五所川原市	むつ市	5, 000	9, 900	避難所及び周辺施設※5	
平 内 町	むつ市	910	3, 000	避難所	

- ※1 避難住民1世帯あたり車輌1台で算出
- ※2 気象条件等により、駐車可能台数に変動あり
- ※3 青森市 避難所(マエダアリーナ等)、横内川多目的遊水地、沖館川多目 的遊水地、埠頭野積場、合浦公園広場、モヤヒルズ、青い森セントラル パーク、競輪場等
- ※4 弘前市 避難所(弘前市運動公園)、豊田小学校、第五中学校
- ※5 五所川原市 避難所(市民体育館他)、五所川原運動公園等

4 避難所開設に必要な要員数

図上シミュレーション等を実施した結果から避難所開設時に必要と考えられる要員数 を推定した。 ^{単位:人}

			平位.八					
業務内容	要員数							
未伤内谷	数千人規模の避難所	数百人規模の避難所	百人未満の避難所					
駐車場での誘導	6 (2人×3グループ)	2 (2人×1グループ)	0					
避難所までの誘導	4 (2人×2グル ー プ)	2 (2人×1グループ)	0					
受 付	6 (2人×3グループ) ^{※1}	4 (2人×2グループ) ^{※1}	2 (2人×1グループ) ^{※1}					
避難所内での誘導	6 (2人×3グループ)	4 (2人×2グループ)	0					
居住スペースの区画誘導	6 (2人×3グループ)** ²	4 (2人×2グループ) ^{※2}	2 (2人×1グループ) ^{※2}					
要配慮者の支援	2 (2人×1グループ)	2 (2人×1グループ)	2 (2人×1グループ)					
避難所全体の運営 (県、市町村との連絡調整)	2 (2人×1グループ)	2 (2人×1グループ)	2 (2人×1グループ)					
合 計	32	20	8					

^{※1} 避難所の規模に応じ、地区毎及び要配慮者向けの受付を設置することが望ましい。また、要配慮者等への対応として、必要に応じ医師又は看護師も検討する。

35

推定した要員数から、区分毎に避難所開設時に必要と考えられる延べ要員数を算出した。

市町村 青森市					弘前市		黒石市				
避	難所規模	数千人	数百人	百人未満	数千人	数百人	百人未満	数千人 数百人 百		百人未満	
PAZ	施設(箇所)	1	1	0	0	0	0	0	О	0	
PAZ	要員(人)	32	20	0	0	0	0	0	0	0	
LIDE	施設(箇所)	1	107	45	1	24	0	1	18	5	
UPZ	要員(人)	32	2, 140	360	32	480	0	32	360	40	
計	施設(箇所)	2	108	45	1	24	0	1	18	5	
aT	要員(人)	64	2, 160	360	32	480	0	32	360	40	
A =1	施設(箇所)		155			25			24		
合計	要員(人)		2, 584			512			432		

(開設要員人数の算出方法)

図上シミュレーション等を実施した結果及び、受付、誘導、要配慮者の支援等、開設時に必要な業務から避難所の規模別に要員数を算定した。

- 数千人規模の避難所 要員数 32名 ・数百人規模の避難所 要員数 20名 ・百人未満の避難所 要員数 8名

〇要員派遣要請先案

県職員、青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、平内町職員、周辺市町村職員、 原子力事業者等。このうち、県職員の動員数は数百名を見込んでいる。

^{※2} 最低限必要と考えられる人数を設定。居住スペースごとに1グループの配置が望ましい。

	市町村	五	所川原	市	平内町				슴 計			
避	難所規模	数千人	数百人	百人未満	数千人	数百人	百人未満	数千人	数百人	百人未満		
PAZ	施設(箇所)	0	0	0	0	О	О	1	1	0		
PAZ	要員(人)	0	0	0	0	0	0	32	20	0		
UPZ	施設(箇所)	2	27	9	0	12	0	5	188	59		
UPZ	要員(人)	64	540	72	0	240	0	160	3, 760	472		
81	施設(箇所)	2	27	9	0	12	0	6	189	59		
61	要員(人)	64	540	72	0	240	0	192	3, 780	472		
AEL	施設(箇所)		38			12		254				
合計	要員(人)		676			240			4, 444			

〇実働要員数を概算すると、以下の要員数が必要。(避難所開設後、1日で避難者収容が落ち着き、配置された要員のうち3分の2は次の避難所 開設へ移動可能と仮定したときの要員数)

	青森市	弘前市	黒石市	五所川原市	平内町	合計
全ての避難所開設を2日間 で開設する場合の要員数	1, 722	341	288	420	160	2, 931
全ての避難所を7日間で開 設する場合の要員数	1, 108	218	182	289	101	1, 898

37

5 避難所で必要となる資機材・物資等

避難者用(開設時に準備が必要な資機材)

- 〇 毛布 避難者人数分
- 〇 日用品(紙おむつ、生理用品等) 世帯毎に1セット
- 仮設トイレ (バリアフリー対応のトイレを含む)75人/基^{※1}を満たすように設置 条件を満たす施設であれば必要なし
- 食料、水 <u>避難直後の食料については避難者</u> <u>持参</u> 食物アレルギーの避難者も考慮すること 避難者人数×2日分
- マスク、手指消毒液等 避難者人数分

など

※1 出典:震災時のトイレ対策のあり方に関する調査研究委員会 『震災時のトイレ対策ーあり方とマニュアルー』 (1997)「(財)日本消防設備安全センター」



県における備蓄状況 (平成27年度4月末現在)

〇 毛布 13, 500枚

○ タオルケット 12,000枚○ バスタオル 12,000枚

○ タオル○ 安全ろうそく5,000枚8,000個

(参考) 東日本大震災時の 食料・生活必需品の供給実績 (3月12日~15日合計)※2

(3月12日~15日合計)**² おにぎり 27,300個 パン 46,885個 カップ麺 12,937個 水 45,454本 仮設トイレ 40棟 粉ミルク 8缶 他にも米、牛乳、りんご、缶詰等多数

※2 出典:青森県「東日本大震災-その記録と記憶-」(2013) なお、3月14日以降は避難者が大幅に減少したことから、支援の 申し出の多くを丁重に断った。

避難所で必要なトイレ数及び仮設トイレ必要数

				トイレ数(基)		仮設トイレの
		避難所数(箇所)	避難所数(箇所) 避難者数(人)		仮設トイレ 必要数※2	設置が必要な 避難所数(箇所)
丰木士	PAZ内	2	3,069	43	5	1
青森市	UPZ内	153	約36,100	552	64	20
弘育		25	12,352	180	6	5
黒石市		24	約7,000	116	31	12
五所川原市		38	約11,000	167	37	10
平内町		12	約2,000	37	5	1

全避難所が開設したときに必要となる仮設トイレ数 148基

- ※1 トイレ1基あたり75人で計算。避難所毎に計算し、小数点以下は繰り上げた数字を合計した。
- ※2 県立高校は個室3、青森・黒石・五所川原市及び平内町立小中学校は個室4、弘前市立小中学校は個室5(すべて体育 館附属のトイレ数)、市民センター等は個室4とし、避難所毎に過不足を計算。

リース業者等による仮設トイレ整備状況

600基以上保有。 (青森市、弘前市が協定を締結している県内のリース業者への問い合わせによる)

検討結果

仮設トイレの設置によりトイレの必要数を確保できる見込み。

39

在宅の要配慮者の避難先 6

在宅で医療や介護を受けている者で医療機関や社会福祉施設等への収容が適当な者は、医療機 関等への収容を検討する。また、避難の長期化等を鑑み、必要に応じて宿泊施設(旅館・ホテル)を避難者受入施設として活用することを検討する。



要配慮者

- 高齢者(要介護認定等)
- 障害者
 - 等で特に配慮が必要な者

※被災状況によっては、指定避難所に避難せずに 福祉避難所、旅館・ホテルへ直接避難する場合が ある。



住宅等

避難所 (学校等)

①指定されている避難所に避難



旅館・ホテル

原子力災害時の要配慮者支援として、宿泊 施設の避難受入施設としての提供については、 健康福祉部と連携して関係機関との調整を行 い対応する。

原子力災害時の医療機関 等の避難先施設として登録 した医療機関等に、可能な 範囲で在宅で医療や介護を 受けている者を収容する。



避難先の医療機関、 社会福祉施設等

被ばく医療対策

41

空白

1 安定ヨウ素剤の予防服用について

(1) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の検討に当たって

- ○「県地域防災計画-原子力編-」に基づき、全面緊急事態に至った場合、避難を即時に実施することとされていることから、安定ョウ素剤の服用が適時かつ円滑に行うことができる体制を整備する必要がある。
- 〇その体制整備の検討にあたっては、「安定ョウ素剤の配布・服用に 当たって(原子力規制庁)」に準拠する。
- ○検討結果については、「原子力災害時における医療対応マニュアル (以下「マニュアル」)等に反映させることとし、原子力災害時に おいてはマニュアル等に基づき対応する。

43

(2) PAZ圏における事前配布(東通原発から5km圏内: 東通村小田野沢地区、老部地区、白糠地区)

- ①「県地域防災計画-原子力編-」に基づく考え方
 - ○放射性物質放出前に避難を実施。
 - 〇施設敷地緊急事態要避難者*は、施設敷地緊急事態で避難
 - 〇全住民(施設敷地緊急事態要避難者*を除く)が全面緊急事態(放出 前)の避難の際に速やかに予防服用を実施。
 - 〇原子力災害事前対策として、安定ヨウ素剤の事前配布体制を整備 し、緊急時において予防服用が行えるよう準備しておく。

施設敷地緊急事態要避難者*:

避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者(高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等)、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定用ヨウ素剤の服用不適切者のうち、早期の避難等の実施が必要な者

② 事前配布体制の整備

1) 対象者

PAZ圏内の全住民(3歳未満の乳幼児やそのほか丸剤の服用が困難な者*及び服用不適切者**を除く)

*:3歳未満の乳幼児やそのほか丸剤の服用が困難な者 事前配布できる液状の安定ョウ素剤が存在しない ため、施設敷地 緊急事態において、避難の指示に 基づき、避難する。なお、3歳未 満の乳幼児は、 原則として、保護者同伴で優先的に避難する。

**:服用不適切者

安定ヨウ素剤の成分、または、ヨウ素に対し、過 敏症 の既往歴のある者も、同様に優先避難する。

表 1 安定ヨウ素剤の緊急配布対象地域の住民数等

地区	世帯数 (世帯)	住民数 (人)
小田野沢、老部、白糠	1,214	2,942
(内)3歳未満乳幼児 (事前配布対象外)	-	42

平成27年3月31日現在

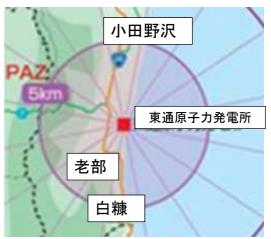


図1 安定ヨウ素剤の事前配布対象地域

2) 事前配布方法(「図2事前配布方法の概要」参照)

- 〇原則として、医師による住民への説明を行う説明会の開催等を通じて配布する。その際、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努める。
- 〇説明内容 医師:安定ヨウ素剤の効能・服用に係る留意点

東通村:避難計画 県:配布手続き

〇配布する量

服用量が3歳以上13歳未満は1丸、13歳以上は2丸であることから、本県では、3歳以上小学生は1丸、中学生以上は2丸を配布する。

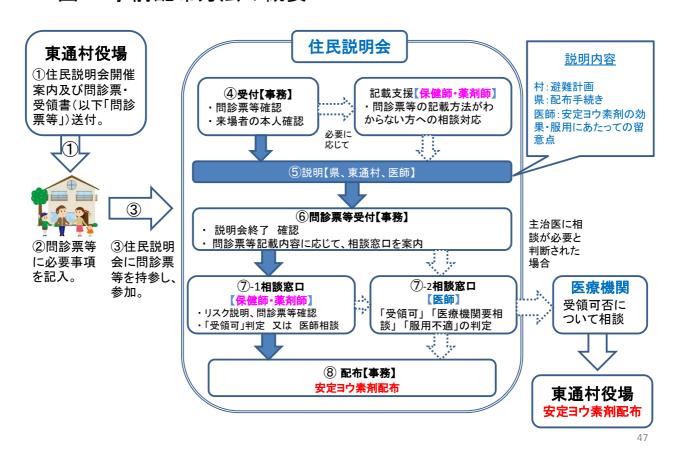
〇配布状況等の管理

個人ごとの配布状況を管理する「配布管理システム」は県が整備し、東通村が住民への配布・回収等状況を管理する。

3) 安定ヨウ素剤の更新・回収

- ○安定ヨウ素剤は有効期限が切れる前に、配布済みの薬剤と交換し、 新しい薬剤に更新する。
- OPAZ圏外へ転出した場合は、速やかに東通村役場へ返却する。

図2 事前配布方法の概要



(3) UPZ圏における緊急配布(東通原発から30km圏 内: 東通村、むつ市、横浜町、野辺地町、六ヶ所村)

- ①「県地域防災計画-原子力編-」に基づく 考え方
 - 〇全住民は、全面緊急事態発生時(放出 前)に、屋内退避を実施。
 - ○放射性物質放出後は、緊急時モニタリ ング結果等を踏まえ、避難が必要な区 域に避難を指示。屋内退避や避難とと もに安定ヨウ素剤の服用の必要性を判
 - ○原子力事前対策として、緊急時に住民 等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配 布できるよう体制を整備し準備してお **く**。



図3 安定ヨウ素剤の緊急配布対象地域

②緊急配布用安定ヨウ素剤の備蓄

- 1) 備蓄数量(表2参照)
 - a 安定ヨウ素剤(丸剤)

PAZ及びUPZ圏内の3歳以上の全ての住民及び防災業務に 従事する職員に配布可能な数量

b 安定ヨウ素剤 (粉末剤及び調製材料等)

PAZ及びUPZ圏内の3歳未満の乳幼児に配布可能な数量

※学校、保育所、病院、有床診療所及び社会福祉施設(入所施設)については、保管場所、保管数量及び管理方法等について、今後、関係市町村及び管理者と検討し、必要数量を備蓄する。

2) 保管管理

- ○直射日光が当たらず、湿気の少ない場所で、常温で保管。ただし、 粉末材(劇薬)は、他の薬品と区別して、施錠管理する。
- ○各保管場所に、保管責任者を置き、適切に保管管理する。
- ○使用期限が切れる前に適切に更新する。

40

表 2 緊急配布用安定ヨウ素剤の備蓄数量と保管場所(案)

		備蓄		
	保管場所	丸剤(丸)	粉末剤(本)	備考
東通村	東通村東通村防災センター		1	UPZ内対象人口
六ヶ所村	六ヶ所村役場	17,000 20,000	1	+予備(一時滞 在者等)
むつ市	むつ市役所	188,000	1	
野辺地町	野辺地町役場	500	1	
横浜町	横浜町役場	20,500	1	
	東地方保健所	44,000	1	避難退域時検査場 所配布分含む
	弘前保健所	1,000	1	予備
ı	八戸保健所	44,000	1	避難退域時検査場 所配布分含む
県	上十三保健所	44,000	1	避難退域時検査場 所配布分含む
	五所川原保健所	1,000	1	予備
	むつ保健所	44,000	1	避難退域時検査場 所配布分含む
計		424,000	11	

粉末剤は1本あたり500g

③配布方法

配布対象、実施者、配布場所及び配布手順は表3のとおり。 配布については、原則として、避難等の指示と併せて配布の指示 があった場合とするが、施設敷地緊急事態において、市町村の判断 で配布することができることとし、柔軟に対応できることとした。

表3 緊急配布の配布対象者、配布場所等

対象	実施者	配布場所	配布準備~配布の実施
刈 家	关心名	日に打りをあり	1011年開一位1100天旭
・PAZ及びUP Z圏内の住民 ・避難実施区域*に いる旅行者等の一 時滞在者	東通村 むつ市 横浜町 野辺地町 六ヶ所村	備蓄場所や地区 毎に予め定めた 場所等の配布場 所	・施設敷地緊急事態と判断された 時点から、備蓄先から配布場所へ 搬送し、対象者に対し、配布準備 をする。 ・原則として、避難または一時移 転の指示と併せて緊急配布の指示
避難等の指示により避難してきた住民で、安定ヨウ素 剤を受領していない者	県	避難退域時 検査場所	があった場合、配布する。 ただし、施設敷地緊急事態において、市町村が必要と判断する場合は配布することができる。 ・配布責任者と配布担当者を予め定めて置く。

- ※迅速な避難のため、安定ヨウ素剤と留意点を記載した説明資料を配布する。
- ※乳幼児、妊娠している者から優先的に配布する。
- ※内服液は、警戒事態と判断された時点から、県の指示により、各保管場所等で調製し、施設敷地緊急事態と判断された後、丸剤と共に各配布場所へ搬送する。

51

(4) 安定ヨウ素剤の副作用に対する対応

【服用に伴う副作用】

- 過敏症 発疹等
- ・消化器 悪心・嘔吐、胃痛、下痢、口腔・咽喉の灼熱感、歯痛 血便等
- その他 頭痛、息切れ、皮疹、原因不明の発熱 等
- ※アナフィラキシーショック

痒み、じんましん、浮腫、激しい頭痛、呼吸困難、血圧低下等の症状



【服用不適切者】

安定ョウ素剤の成分、または、ョウ素に対し、過敏症の既往歴のある者 →服用不可

【慎重投与対象者】

ヨード造影剤過敏症、甲状腺機能亢進症、甲状腺機能低下症、腎機能障害 高カリウム血症、ジューリング疱疹状皮膚炎、肺結核等の既往歴の者 →服用後、様態を慎重に観察



【対応】

①服用後の経過観察 ②副作用の治療に対応する医療機関 ③相談窓口の設置

①服用後の経過観察

事前配布を行わない地域の住民や一時滞在者が安定ヨウ素剤を服用する場合は、安定ヨウ素剤を配布する際、服用後、しばらくの間(30分程度)、服用した者の様態を住民相互、医療関係者等が観察するよう注意喚起する。

②副作用に対する治療

初期対応は近隣の医療機関等で行い、入院治療 が必要な場合は次の 医療機関で受け入れる。

原子力災害医療協力機関:むつ総合病院、青森労災病院、

十和田市立中央病院

原子力災害拠点病院 : 県立中央病院、八戸市立市民病院

③相談窓口の設置

住民からの安定ヨウ素剤の服用に関する医学的な質問に対して対応可能な相談窓口を置く。

→「原子力防災のための安定ョウ素剤電話相談事業に係る共同実施」 参加

53

2 避難退域時検査及び簡易除染について

- (1) 避難退域時検査及び簡易除染体制の検討に当って
- ○「県地域防災計画-原子力編-」に基づき、住民等(避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退域時検査を行い、国の判断基準を超える際は除染を行うことされていることから、避難や一時移転の迅速性を損なわない避難退域時検査及び簡易除染体制を整備する必要がある。
- 〇本県における避難退域時検査等体制の整備にあたっては、「原子力 災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル(原子力規 制庁)」に準拠する。
- ○検討結果については、「原子力災害時における医療対応マニュアル (以下「マニュアル」)等に反映させることとし、原子力災害時に おいてはマニュアル等に基づき対応する。

(2)避難退域時検査・簡易除染

①避難退域時検査の対象となる住民

避難等の指示があった後に、この指示の対象となる区域から避難等をする 住民。ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民は含まない。 表4 避難退域時検査場所の候補地

②避難退域時検査の実施

避難退域時検査等は、避難経路周辺に 設置する検査場所において実施する。



図3 避難退域時検査場所の開設予定地区

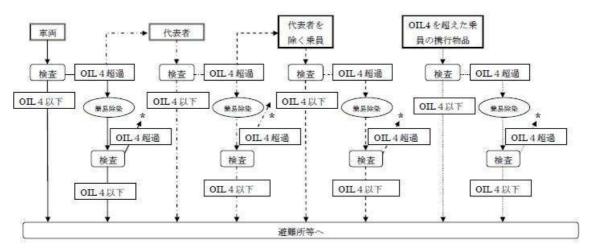
市町		検査場所
7 村 名	地区名	候補地
	A 大畑	むつ下北自然の家、大畑中央公園
む	B 高野川	むつ市川内庁舎
かった	C 関根浜 港周辺*	日本原子力研究開発機構青森研究開 発センター むつ事務所
	D 大湊港 周辺*	むつ市ウェルネスパーク むつ市役所
野辺	E 有戸	行政メモリアルセンター前広場
野辺地町	F 松ノ木	野辺地高等学校
六ヶ	G 千歳平	六ヶ所村千歳平地区体育館 他
所村	H 倉内	六ヶ所村南小学校 他

C*,D*: 大湊港、関根浜港が安全に活用可能であることを原子力 災害対策本部が判断した場合に設置する。

※候補地は、災害時に実施する検査場所を迅速に決定するため に予め選定しておくもので、今後も追加選定していく。なお、災害 55 時は最も適切な場所で検査を実施する。

③避難退域時検査及び簡易除染の方法

住民の検査及び簡易除染は下図の検査手順に従って行う。 自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民の場合は、乗員の 検査の代用として、まず車両の検査を行うことになる。



- ・ OIL4は、不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための緊急防護措置の基準。40,000cpm(6線)は、入射窓面積20cm²の検出器の場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当である。1ヶ月後の値が、13,000cpm(6線)は表面汚染密度は約40Bq/cm²相当である。いずれも計測器の仕様が異なる場合は検出効率等を勘案した計数率の換算が必要である。
- *:簡易除染してもOIL4以下にならなかった場合、住民については原子力災害医療協力機関 または原子力災害拠点病院で除染を行う。 車両や携行物品については一時保管等の措置を行う。

④-1避難退域時検査等の各チームの役割と要員構成(案)

避難退域時検査等を行う際のチーム等の構成及び役割は下表のとおりとし、県、 関係市町村、関係機関及び原子力事業者等の協力のもと運営する。

チーム名等	役割	要員構成(案)
検査責任者	・検査場所における業務の全体統括及び県現地対策本部等と の連絡調整 (検査及び簡易除染の状況、バックグラウンド状 況等の報告等)	1名
検査責任者 補佐	・バックグラウンドの測定、検査責任者へ検査チームや簡易 除染チームの活動状況等の報告	1名
車両指定箇所検 査チーム	・車両用ゲート型モニタ又は表面汚染検査用の放射線測定器 による車両の指定箇所検査	ゲートモニタ 1 台+1名以上 または 検査員3名以上 (チームリーダ1名含む)
車両確認検査及 び簡易除染チー ム*	表面汚染検査用の放射線測定器による車両の確認検査及び 簡易除染後の簡易除染の効果の確認・車両の簡易除染	検査員2名以上 (チームリーダ1名含む)
住民指定箇所検 査チーム*	・体表面汚染モニタ又は表面汚染検査用の放射線測定器によ る住民の指定箇所検査	簡易体表面モニタ 1 台+1名以上 または 検査員3名以上 (チームリーダ1名含む)
住民確認検査及 び携行物品検査 並びに簡易除染 チーム*	・表面汚染検査用の放射線測定器による住民の確認検査及び 携行物品の検査並びに簡易除染後の簡易除染の効果の確認 ・住民及び携行物品の簡易除染及びその補助(説明・指導 等)	検査員2名以上 (チームリーダ1名含む)
検査支援員	• 受付、結果等交付 他	1名以上
応援要員	・検査レーンへの出入誘導 他	2名以上

[※] 要員数は標準的な例であり、検査場所の状況に応じて要員数の増減を柔軟に対応する。

4-2各避難退域時検査場所の責任者等配備計画(案)

施設敷地緊急事態と判断された時点から、要員の配置等体制を整え、避難 退域時検査場所を設営する準備をする。各検査場所における検査責任者及び 検査支援員の配置は下表のとおりとする。

検査場所	検査責任者	検査支援員	検査員、応援要員
大畑地区、 高野川地区	むつ保健所	むつ市	県、関係市町村、原子力事業者、被 ばく医療プロフェッショナル修了生、
有戸地区、松ノ木地区	上十三保健所	野辺地町	原子力災害医療協力機関(青森労災 病院、 国立病院機構弘前病院、 青 森県放射線技師会)、県地域防災計
千歳平地区、倉内地区	八戸保健所	六ヶ所村	画(原子力編)に定める防災関係機 関 他

[※] 避難所の救護所に併設する避難退域時検査は、東地方保健所及び弘前保健所等が対応する。

[※] 五所川原保健所は各保健所の後方支援等を行う。

1 市町村避難計画と医療機関等の避難計画の関係

●市町村は対象地域全体の避難計画として「市町村避難計画」を作成するが、医療機関及び社会福祉施設等が作成する「避難計画」を包含するものであり、それぞれの避難計画は整合・連動していなければならない。県では避難計画作成を支援するため、「原子力災害に係る医療機関及び社会福祉施設等の避難計画作成ガイドライン」を策定した。

[http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/care/hinankeikakuguideline.html

【市町村地域防災計画(原子力編)】 【青森県地域防災計画(原子力編)】 (県) (該当市町村) 避難計画作成を規定 🤜 【市町村避難計画】 〇市町村が作成 整合・連動 〇避難計画の基本的項目 地区別の避難住民の避難先等の 【医療機関の避難計画】 【社会福祉施設等の避難 【児童が通所する社 一覧表(避難行動の単位となる 〇施設管理者が作成 計画】 会福祉施設等の避難 対象地区別に、人口・世帯数、 避難行動要支援者数、一時集合 〇避難計画の項目 〇施設管理者が作成 計画】 場所、避難先、避難経路等) • 避難経路、誘導責任者、 〇避難計画の項目 〇施設管理者が作成 住民への避難情報の伝達手段、 誘導方法、入院患者の移 • 避難所、避難経路、誘 〇避難計画の項目 送に必要な資機材の確保、 導責任者、誘導方法、入 • 避難所、避難経路、 移動手段、事前周知事項 避難時における医療の維 所者等の移送に必要な資 誘導責任者、誘導方 持方法等 機材の確保、関係機関と 法等 の連携方策等 作成支援 作成支援 原子力災害に係る医療機関及び社会福祉施設等の 避難計画作成要領

避難計画作成ガイドライン【青森県作成】

【青森県作成】

2 避難計画の作成対象施設(ガイドラインの対象施設)

次の①と②に該当する医療機関及び社会福祉施設等は、県及び所在市町村等と連携し「避難計画」を作成する。

①東北電力株式会社東通原子力発電所の原子力災害対策重点区域内に所在する。

原子力災害対策重点区域(青森県地域防災計画(原子力編で定める区域)

PAZ (Precautionary Action Zone) (予防的防護措置を準備する区域) ⇒概ね半径 5 km圏内

UPZ (Urgent Protective action planning Zone) (緊急時防護措置を準備する区域) ⇒概ね半径 5 km~3 0 km圏内

②次に掲げる対象施設に該当する。

区分	対象施設
医療機関	病院、有床診療所(一般住民対象で、入院機能を有するもの)
社会福祉施設等 (入所施設)	障害児入所施設、障害者入所施設、障害者グループホーム・ケアホーム 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、介護老人保 健施設、認知症グループホーム、ショートステイ 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
児童が通所する 社会福祉施設等	保育所、認定こども園、児童館、放課後等デイサービス

- ※避難計画作成対象となっている特別養護老人ホームや障害者支援施設等のうち、通所施設が併設されている施設については、 通所施設も含めて一体的に避難計画を作成することが実効的である。
- ※無床診療所や高齢者や障害者の通所施設における避難計画作成は、施設管理者が任意で行うこととなるが、市町村において 通所施設の避難計画作成が必要と判断する場合には、県の避難計画作成ガイドライン(児童が通所する社会福祉施設等の避 難計画)を参考に作成を進めていくことを検討すること。

61

3 避難元市町村の医療機関及び社会福祉施設等の状況

東北電力株式会社東通原子力発電所の原子力災害対策重点区域内(概ね30km圏内)に所在している、 避難計画作成対象の医療機関及び入所系の社会福祉施設等は下表のとおり。(平成27年10月9日現在)

区 分	対象施設	施設数
医療機関	病院(3)、有床診療所(4)(※一般住民対象で、入院機能を有するもの)	7
社会福祉施設等(入所施設)	養護老人ホーム(1)、特別養護老人ホーム(10)、軽費老人ホーム(1)、 介護老人保健施設(4)、認知症高齢者グループホーム(9)、ショートステイ(1)、 有料老人ホーム(11)、サービス付き高齢者向け住宅(1)	38
	障害児入所施設(1)、障害者支援施設(5)、障害者グループホーム・ケアホーム (10)	16
児童が通所する 社会福祉施設等	保育所(15)、認定こども園(3)、児童館(2)、放課後等デイサービス(2)	2 2
計		8 3

3 避難元市町村の医療機関及び社会福祉施設等の状況

市町村	医療機関			社会福祉施設等(老人入所)		
		うち5km圏内	うち5~30km圏内		うち5㎞圏内	うち5~30km圏内
東通村	1 (19)		1 (19)	5 (132)	2 (23)	3 (109)
むつ市	5 (612)		5 (612)	2 5 (887)		2 5 (887)
横浜町	0			4 (196)		4 (196)
六ヶ所村	1 (19)		1 (19)	4 (122)		4 (122)
計	7 (650)	0	7 (650)	3 8 (1, 337)	2 (23)	3 6 (1, 314)

=m++	社会福祉施設等(障害入所)			社会福祉施設等(児童通所)		
市町村		うち5km圏内	うち5~30km圏内		うち5km圏内	うち5~30km圏内
東通村	0			1 (230)		1 (230)
むつ市	1 2 (223)		1 2 (223)	1 5 (1, 156)		1 5 (1, 156)
横浜町	0			3 (153)		3 (153)
六ヶ所村	4 (59)		4 (59)	3 (365)		3 (365)
計	1 6 (282)	0	1 6 (282)	2 2 (1, 904)		2 2 (1, 904)

^{※ ()} 内は病床数又は定員数 (ショートステイは含まない)

63

4 原子力災害時の医療機関等の対応イメージ

事態の進展	PAZ圏内(~5km)の 医療機関・社会福祉施設等	U P Z 圏内(5~30km)の 医療機関・社会福祉施設等
<u>警戒事態</u> (EAL1)	①大地震が発生したことで原子力発電所に →市町村から施設	
大地震(震度6以上)等	②避難の準備開始	②事態の進展に備える
施設敷地緊急事態	③原子力発電所で異常事象が進展 →市町村から施設	
(EAL2) 全交流電源喪失等	<u>④ 避難の開始</u> (市町村等と連携)	④ 屋内退避の準備開始
全面緊急事態	⑤原子力発電所で異常事象が更に →市町村から施設へ	
生国系心事也 (EAL3) 冷却機能喪失等	⑥安全な地域に到達	<u>⑥屋内退避の開始</u> 避難等の準備開始
	原子力発電所から放射性	物質が放出
<u>緊急防護措置</u> 500 μ Sv/h以上 避難の実施【0IL1】	⑦空間放射線量率を測定し、避難が必要な地域と (⇒市町村から施記	
<u>早期防護措置</u> 20 μ Sv/h以上 1 週間程度内に一時 移転【0IL2】		<u>⑧避難等の開始</u> (市町村等と連携)

5 避難先の医療機関及び社会福祉施設等の考え方

東北電力(株)東通原子力発電所の原子力災害対策重点区域内(原子力発電所から概ね30km圏内)に所在する医療機関及び社会福祉施設等の入院患者や入所者については、基本的に住民と同じ避難先市町村の医療機関及び社会福祉施設等へ避難する。

避難元 市町村名	避難先 市町村名
東通村	青森市
むつ市	青森市
横浜町	리 상 士
六ヶ所村	弘前市

- ※野辺地町の原子力災害対策重点区域内には、医療機関及び社会福祉施設等は所在していない。
- ※むつ市に所在している医療機関及び社会福祉施設等が多いため、避難対象者数や避難先市町村の被災状況によっては、避難先市町村以外の医療機関や社会福祉施設等を避難先とする可能性がある。



原子力災害対策重点区域

PAZ (Precautionary Action Zone)

- (予防的防護措置を準備する区域) ⇒概ね半径 5 km圏内
- ⇒早い段階から避難の準備をし、放射 性物質の放出前に避難を開始する。

UPZ (Urgent Protective action planning Zone)

- (緊急時防護措置を準備する区域) ⇒概ね半径 5 km~3 0 km圏内
- ⇒放射性物質の放出前後は屋内に退避する。放射性物質の放出が落ちついた後に、地域の空間放射線量率を計測し、 避難や一時移転が必要と判断された場合には、避難等を行う。

65

6 避難先の医療機関及び社会福祉施設等の登録

- ①避難先は、県が事前に避難先施設として了解を得られた医療機関及び社会福祉施設等を グループ分けして台帳に登録しておき、災害時に県が避難先市町村等と連携して避難先 施設と調整を行い決定する。
- ➤台帳登録を行うため、県では「青森県原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱」 を策定し、対象となる医療機関及び社会福祉施設等に対して登録を依頼する。
- ➢避難計画作成対象施設が作成する「避難計画」には、あらかじめ特定の避難先施設名は 記載しないが、県が登録した避難先施設の情報は、避難計画作成対象施設、避難元市町 村及び避難先市町村等に情報提供を行う。
- ▶避難計画作成対象施設では、災害時に県及び市町村等が避難先の調整にあたって必要となる情報をまとめ、伝達する体制を整える。
- >避難者の状況によっては、避難先として宿泊施設(旅館・ホテル)を活用することも検討していく。

②児童が通所する社会福祉施設等の避難先は一般の避難所となる。

➢避難計画作成対象施設が作成する「避難計画」には、あらかじめ避難所名等を記載する。

6 避難先の医療機関及び社会福祉施設等の登録

<台帳登録と訳	整(マッチング)のイメージ>	
施設種別	避難元施設(東通村、むつ市)	避難先候補施設(青森市)
医療機関	A施設(11km、19床)	M施設(OOを10人まで受入可)
	B施設(19km、19床)	N施設(〇〇を15人まで受入可)
±, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		:
老人施設	E施設(4km、定員5)	□施設(○○を10人まで受入可)
	F施設(5km、定員18)	∨施設(○○を5人まで受入可)
	<u>:</u>	:
障害者施設	I 施設(9km、定員30)	Y施設(OOを10人まで受入可)
	J施設(13km、定員50)	Z施設(OOを10人まで受入可)
	:	:

◇調整例(県及び避難先市町村が連携して施設と調整し避難先として決定)

施設種別	避難元施設(東通村、むつ市)	避難先候補施設(青森市)
医療機関	A施設(11km、対象19人)	M施設(施設被災のため受入不可) N施設(特に状態を問わずに10人まで受入可) ⇒ 10人避難 P施設(○○であれば15人まで受入可) ⇒ 9人避難

7 原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱の概要

- (1) 事前の準備(避難先施設の登録) 第1条~第8条
 - ①県は、原子力災害時の避難先を確保するため、「青森県原子力災害に係る 避難先施設登録制度実施要綱」を策定し、この要綱に基づき「<u>避難先施</u> <u>設</u>」の登録を進めるため、<u>医療機関及び社会福祉施設等に登録を依頼する</u>。
 - ②医療機関及び社会福祉施設等の管理者は、登録制度の目的に賛同し「避難 先施設」として登録することが可能な場合には、<u>県に申請を行う</u>。

避難先施設の役割

- ◇原子力災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、
- ◇避難又は一時移転を行う必要がある医療機関の入院患者や社会福祉施設等の 入所者の受入れを行い、
- ◇避難生活に必要な支援を行う。

登録対象

- ◇避難先市町村(青森市、弘前市)に所在 している次の施設
- ・病院、障害児入所施設、障害者支援施設、 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、 軽費老人ホーム、認知症高齢者グループ ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健 施設

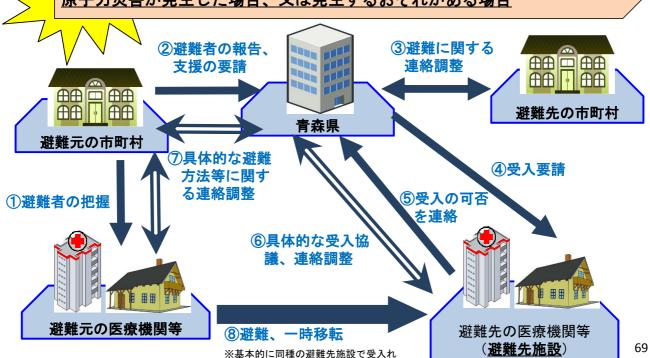


③県は、申請内容を確認し<u>台帳に登録を行う</u>。登録期間は廃止の届出がない 限り自動更新し、登録内容は定期的に更新する。

7 原子力災害に<u>係る避難先施設登録制度実施要綱の概要</u>

(2) 原子力災害に係る避難者の受入 第9条第1項~第4項





7 原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱の概要

- (3) 避難者の放射性物質による汚染の状況 第9条第5項
 - ①原子力発電所から放射性物質が放出される前に避難を行っており、 放射性物質による汚染がない者
 - ・原子力発電所から5km圏内の医療機関及び社会福祉施設等は、原子力発電所から 放射性物質が放出される前に避難を開始して、安全な地域に到達する。
 - ②原子力発電所から放射性物質が放出された後に避難等を行った者で、 県が行う避難退域時検査を受け、放射性物質による汚染が、 国が定める除染を行う判断基準以下であることを確認している者
 - ・原子力発電所から30km圏内の医療機関及び社会福祉施設等は、原子力発電所から 放射性物質が放出している間は屋内に退避し、放出中に避難は行わない。



・原子力発電所からの放射性物質の放出が落ちついた後、国が避難や一時移転が必要な状況であるか判断し、避難等を行う場合は、避難途中で避難退域時検査を受け、 ア放射性物質による汚染が国が定める除染を行う判断基準以下であることを確認する。









7 原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱の概要

(4) 避難先施設の協力内容 第10条~第13条

避難先施設における受入期間や支援内容は次のとおり。

受入期間

- ◆受入れが可能になった日から、転院や退所等により避難を要しなくなるまで の期間
- ※避難後、そのまま入院・入所になった場合を含むものである
- ※台帳登録時に申請いただいた受入可能人数を必ず受入しなければならないものではなく、受入にあたっては必ず調整を行うものである

支援内容

- ◆避難者及び付添いする支援者に対する 必要な食料、寝具その他の生活必需品の提供
- ◆避難者に対する 避難生活上の支援、必要とする保健医療サービス・福祉サービスの提供

可能な範囲で協力をお願いすること

- ◆所在する市町村の行政区域内における避難者の搬送
- ◆医療機関や社会福祉施設等の入院・入所者以外の者の受入れ(在宅で医療や 介護を受けており医療機関や社会福祉施設等での受入れが適当な者、体育館 等の避難所に避難したがそこでは健康状態の悪化が懸念される者など)

71

7 原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱の概要

(5)避難先施設の費用負担 第14条

受入に要した費用は県が負担する(災害救助法等の定めによる)

避難先施設の位置付け

位置付け 運営者 運営の支援 県が開設する 福祉避難所 (災害救助法第2条により県が実施主体として救助) 正はり県が実施主体として救助) 正はり県が実施主体として救助) 正はり県が実施主体として救助) 正はり県が実施主体として救助) 正はり県が実施主体として救助) 正はり県が実施主体として救助) 正はり県が実施主体として救助) 正はり県が実施主体として救助) 正はり県が実施主体として救助) 正はり県が実施主体として救助)

費用負担する内容

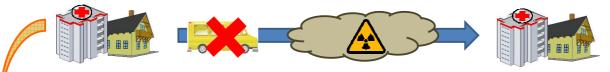
管理運営に要した次の費用

- ①食料、寝具その他の生活必需品の提供に要した費用(被服の提供も含む)
- ②日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材 の提供に要した費用
- ③避難先施設の設置、維持、管理及び日常生活上の支援を含めた生活に関する相談に要する人件費
- ④避難者の特性に配慮し、生活し易い環境整備に必要となる仮設設備並びに機械 又は器具等の借上費又は工事費で、あらかじめ県の承諾を得た費用
- ⑤その他医療機関等からの避難者の受入れに要する費用で、あらかじめ県の承諾 を得た費用

8 避難経路、避難手段等

(1)避難経路

- ①医療機関及び社会福祉施設等が所在する避難元市町村の「避難計画(原子力編)」で定める避難経路に基づき避難する。
- ▶施設が作成する「避難計画」には、市町村と調整を図ったうえで避難経路を記載する。
- ▶海路を活用した下北半島西側からの避難、陸路を活用した南下する避難が基本となる。
- >避難先施設は災害時に決定することから、避難先市町村の特定の場所までの避難経路とする。
- ②原子力発電所から放射性物質が放出している間は屋内に退避し、放出中に避難は行わない。



- ③原子力発電所からの放射性物質の放出が落ちついた後、国等が空間放射線量率を測定したうえで避難や一時移転が必要な状況であるか判断をする。
- ④避難等を行う場合は、避難途中で県が行う避難退域時検査を受け、放射性物質による汚染 が国が定める除染を行う判断基準以下であることを確認する。



73

8 避難経路、避難手段等

(2) 避難手段

- ①避難手段は医療機関及び社会福祉施設等が保有している車両を活用しつつ、県及び市町 村が連携し、必要なバスや福祉車両、救急車等を関係機関と調整して確保する。
- ▶施設が作成する「避難計画」には、保有している車両の台数等のほか、必要と考えられる避難手段について記載する。
- ②関係機関との調整だけでは避難手段が十分確保できない場合は、県は他の避難手段の確保を図るとともに、隣接道県や国等に対して支援を要請する。
- >避難する際に必要となる福祉車両の事前の配備については、在宅の避難行動要支援者を 含めた避難対策全体の検討を進めていく。

(3) 避難により健康リスクが高まる者の判断

- ①避難の実施により、避難しなかった場合に比べて健康リスクが高まる者の判断は、医療機関及び社会福祉施設等の管理者等の責任者が行う。
- ②常勤医師がいない施設では、事故に備えてあらかじめ嘱託医と相談しておく。
- ③災害時、現地において医師から助言を得られる場合には、その判断に従う。

8 避難経路、避難手段等

(4) 避難及び屋内退避時の医療・福祉人材の確保

- ①原子力災害対策重点区域内(30km圏内)に所在する医療機関及び社会福祉施設等が屋内退避を行う時や、避難を行う時に、医療・福祉人材が不足する場合は、避難元の市町村からの要請を受け、県が関係機関(医療・福祉関係団体等)と調整して派遣を行う。
- ②避難先となる医療機関及び社会福祉施設等において、避難者を受入れするために医療・ 福祉人材が不足する場合は、避難先の市町村からの要請を受け、県が関係機関(医療・ 福祉関係団体等)と調整して派遣を行う。
- ③避難が長期化する見込みである場合等は、県が医療・福祉人材の派遣について他都道府 県や国に対して支援を要請する。
- ④県は関係機関と連携し、原子力災害対策重点区域内(30km圏内)に所在する医療機関 及び社会福祉施設等や、避難先となる医療機関及び社会福祉施設等の職員が、原子力防 災に関する知識が得られるよう研修会等の実施に配慮する。

(5) 避難先施設の開設・運営マニュアルの作成、訓練の実施

- ①避難先施設の開設・運営に関して、避難元市町村、避難先市町村、県、避難先施設等が どのように連携して対応するのかを定めた開設・運営マニュアルを作成する。
- ②開設・運営マニュアルに基づき訓練を実施し、災害対応の検証を行う。

75

9 医療機関等の避難計画の作成手順

医療機関及び社会福祉施設等は、「避難計画の作成例(ひな形)」を参考に、補足説明等を踏まえながら、施設の実態に合わせた「避難計画」を作成する。 なお、作成にあたっては、地震・津波等の自然災害に関する既存の災害対応計画等がある場合には、既存のものに原子力災害に関する対応を加える等して共通化を図る。

- ①医療機関及び社会福祉施設等は、まずは自施設のみで検討・作成できる部分をまとめる。
- ②医療機関及び社会福祉施設等が作成した「避難計画(施設検討分)」は、所在市町村の 担当課及び県健康福祉政策課で確認し、必要に応じて修正等を依頼する。
- ③「避難計画(施設検討分)」がまとまった後、所在市町村が地域毎に連絡会議を開催して、市町村や県等と連携が必要な部分をまとめる。また、地域全体の避難計画を踏まえながら、医療機関や社会福祉施設等ではどのように対応するのか意見交換を行い、避難の内容を具体化していく作業を行う。

①自施設のみで検討・作成で きる部分をまとめる

- ➤医療機関及び社会福祉施設内の組織体制
- ≻災害時の初動対応等の方法
- ⇒備蓄品・持出品リストの作成 等

②市町村や県等と連携が必要 な部分をまとめる

- >緊急連絡先
- >避難先
- ➢避難手段
- >避難経路
- >医療・福祉人材の確保 等

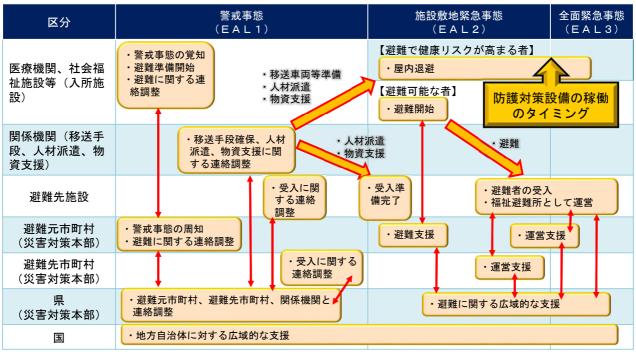
76

「青森県原子力災害に係る医療機関及び社会福祉施設等の避難計画作成ガイドライン」 避難計画の作成例(ひな形)の項目別にみた、自施設で作成する項目と市町村及び県等と連携して作成する項目

項目	自施設で検討・作 成する項目	市町村及び県等と 連携して作成する 項目	
第1章 総則			
第1目的	● (全部)		
第2 適用範囲	● (全部)		
第3 施設管理者等の役割	● (全部)		
第4 行政機関等との連携・協力	● (全部)		
第2章 原子力災害事前対策			
第5 原子力災害対策委員会の設置等	● (全部)		
第6 委員会の開催等	● (全部)		
第7 緊急連絡体制等の整理	▲ (一部)	▲ (一部)	行政機関等の連絡先・連絡方法(連絡会議で詳細を決定)
第8 施設利用者に関する情報の整理	● (全部)		
第9 原子力防災教育	▲ (一部)	▲ (一部)	行政機関等との連携(連絡会議で詳細を決定)
第10 原子力防災訓練	▲ (一部)	▲ (一部)	行政機関等との連携(連絡会議で詳細を決定)
第11 備蓄及び点検	● (全部)		
第12 避難先、避難手段及び避難経路		● (全部)	避難先、避難手段、避難経路(連絡会議で詳細を決定)
第3章 緊急事態応急対策			
第13 応急対策本部の設置	● (全部)		
第14 本部長及び副本部長の職務	● (全部)		
第15 情報の伝達及び支援要請	▲ (一部)	▲ (一部)	行政機関等の連絡先・連絡方法(連絡会議で詳細を決定)
第16 施設の安全確認	● (全部)		
第17 応急物資の確保	● (全部)		
第18 屋内退避	● (全部)		
第19 避難準備	▲ (一部)	▲ (一部)	行政機関等との連携(連絡会議で詳細を決定)
第20 避難	▲ (一部)	▲ (一部)	行政機関等との連携(連絡会議で詳細を決定)
第4章 避難中の対策			
第21 避難先における施設利用者への医療提供・ケア等	▲ (一部)	▲ (一部)	行政機関等との連携(連絡会議で詳細を決定)
第22 物資及び人員の確保	▲ (一部)	▲ (一部)	行政機関等との連携(連絡会議で詳細を決定)
第23 施設利用者家族等への連絡	▲ (一部)	▲ (一部)	行政機関等との連携(連絡会議で詳細を決定)
別紙			
別紙 1 原子力災害対策委員会の組織体制	● (全部)		
別紙 2 緊急連絡先一覧	▲ (一部)	▲ (一部)	行政機関等の連絡先・連絡方法(連絡会議で詳細を決定)
別紙3 備蓄品・非常時持出品リスト	● (全部)		
別紙4 避難に関する基本情報		● (全部)	避難先、避難手段、避難経路(連絡会議で詳細を決定)
別紙5 応急対策本部の組織体制	● (全部)		
別紙6 行動チェックリスト (平常時)	▲ (一部)	▲ (一部)	市町村及び県と連携して作成する項目を踏まえて最終的に確定させる
別紙7 行動チェックリスト(災害発生時)	▲ (一部)	▲ (一部)	市町村及び県と連携して作成する項目を踏まえて最終的に確定させる

10 PAZ(5㎞圏内)における緊急時対応の流れ

(1) 医療機関及び社会福祉施設等(入院・入所施設)

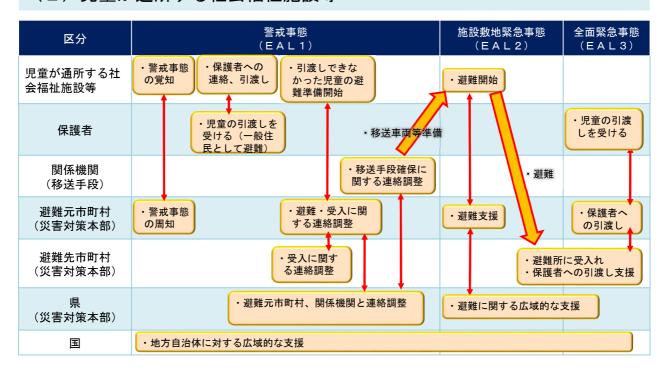


※放射線防護対策を実施した医療機関及び社会福祉施設では、全面緊急事態(EAL3)の段階で、防護対策設備を稼働 させて屋内退避を行う。

78

10 PAZ (5km圏内) における緊急時対応の流れ

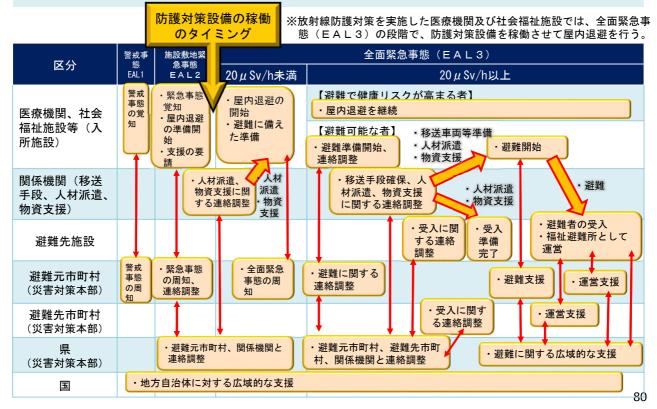
(2) 児童が通所する社会福祉施設等



79

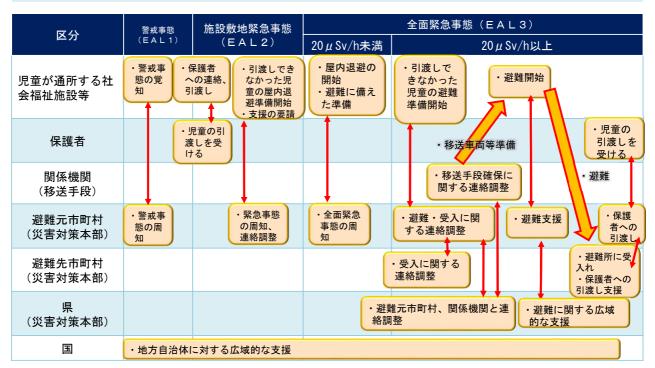
11 UPZ(5~30km圏内)における緊急時対応の流れ

(1) 医療機関及び社会福祉施設等(入院・入所施設)



11 UPZ (5~3 Okm圏内) における緊急時対応の流れ

(2) 児童が通所する社会福祉施設等



※警戒事態で保護者引渡しを開始し、施設敷地緊急事態までの間、引渡しを実施する。全面緊急事態では引渡しできなかった児童と屋内退避を実施し、避難指示が発出された場合には一緒に避難し、避難先で保護者へ引渡しを行う。

81

12 放射線防護対策を実施した施設への収容

- (1) 放射線防護対策を実施した施設への他施設の入所者等の収容について
- ①放射線防護対策を実施した施設へ、入院・入所者以外の者(放射線防護対策を実施していない他施設の入所者や在宅の要配慮者)を収容することは、避難により健康リスクが高まる者をより条件の整った環境下で屋内退避を実施できるという点で重要である。
- ②市町村においては、次の点に留意して検討を進めていく必要がある。
 - ・市町村と放射線防護対策を実施した施設の管理者とで、施設への収容方法や収容した被 災者の生活支援の方法等について十分協議を行うこと。
 - ・放射線防護対策設備の性能(換気量等)を踏まえた人数設定をすること。(想定以上の人数を収容した場合、施設内の人間に健康影響が生じる可能性がある。)
 - 食料等の備蓄状況を踏まえた人数設定をすること。
- ③放射線防護対策を実施した施設へ、施設入所者以外の者を収容することを決定した場合に は、市町村の避難計画と施設が作成する避難計画にその内容を記載する必要がある。